

鈴鹿モータースポーツクラブ (SMSC) 会員規約



SUZUKA MOTOR SPORTS CLUB

鈴鹿モータースポーツクラブ(SMSC)会員規約

1999年12月 1日 制定
2011年 6月 1日一部改定
2018年 7月 1日一部改定
2022年 4月 1日一部改定

第1条 (名 称)

本クラブは、鈴鹿モータースポーツクラブ(以下、「SMSC」という)と称する。

第2条 (目 的)

SMSCは、会員が安全にモータースポーツを楽しみ、施設利用を通じて、会員相互間の親睦とモータースポーツの振興・増進を図ることを目的とする。

第3条 (事 務 局)

SMSCの事務局は、三重県鈴鹿市稲生町7992番地 鈴鹿サーキット内におく。

第4条 (会員区分・会員資格)

SMSCの会員区分・資格は、次の通りとする。

1. レース専用

コース	会員区分	略称	入会資格
レーシングコース	4輪	4R	普通自動車運転免許証所持者
	4輪ジュニア	4RJ	16歳以上で JAF 限定国内競技運転許可証 A ライセンス所持者 ※1
	2輪	2R	自動二輪(小型以上)免許所持者で、MFJ 国内ライセンス所持者
	2輪ジュニア	2RJ	12歳から16歳で MFJ ジュニアライセンス以上所持者 ※2
南コース	4輪	南 4R	普通自動車運転免許証所持者または、16歳以上 ※3
	2輪	南 2R	自動二輪(小型以上)免許所持者または、MFJ ジュニアライセンス以上所持者
	ミニバイク	MB	9歳以上
	カート	KART	7歳以上

※1・・・フォーミュラクラスのみ走行可能。

※2・・・審査、推薦必要。

※3・・・普通自動車運転免許証未持有者で、16歳以上でフォーミュラクラスのみ走行可能。

ただし、JAF カート国際 C 以上のライセンス所持者等の条件あり。

2. 一般公道車両用(ナンバー付き)

コース	区分	略称	入会資格
レーシングコース	チャレンジクラブ	CC	普通自動車運転免許証所持者(高校生不可)
	ライドオンクラブ	ROC	18歳以上で走行車両の当該免許証所持者(高校生不可)
	フルコース ライドオンクラブ	FROC	18歳以上で走行車両の当該免許証所持者(高校生不可)※4
南コース	エンジョイクラブ	EJ	普通自動車運転免許証所持者(高校生不可)

※4・・・ライドオンクラブで、3時間以上の走行実績がある方、または MFJ 国内ライセンス所持者。

3. ピットクルー

コース	区分	略称	入会資格
レーシングコース 南コース	ピットクルー	PC	16歳以上

第5条 (入会条件)

1. 走行クラス、コースならびにスピードに対して心身ともに的確な健康状態であること。
2. 持病、既往症がある場合は、メディカルチェックシートにて入会講習の10日前までに申告すること。
3. 60歳以上で入会を希望する場合は、予め心電図検査の受診を必要とする。
4. 鈴鹿サーキットが、医師等と協議した結果、スポーツ走行に適さない健康状態にあると判断した場合、また過去にてんかんの既往症があるもしくは現在もてんかん治療中の場合は入会できないものとする。

第6条 (入会手続)

1. SMSCに入会するには、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、SMSCに提出するとともに入会申込時にSMSCの指定する講習会を受講し、入会金、年会費及びもてぎ・鈴鹿共済会費等の諸費用を納入しなければならない。入会申込者が18歳未満の場合、保護者の同意及び署名のある「誓約書・承諾書」と「印鑑証明(発行日より3ヶ月以内のものに限る)」も提出しなければならない。入会申込者は、入会申込時にもてぎ・鈴鹿共済会に加入するものとする。なお、諸物価の変動その他やむをえない理由があると認められる場合には、SMSCは入会金、年会費およびもてぎ・鈴鹿共済会費その他諸費用の金額を適宜、改定し得るものとする。
2. 前項に定める全ての手続き完了をSMSCが確認し、SMSCにおいて会員たるに相応しい者であると認めた場合に、入会申込者はSMSC会員の資格を取得する。
SMSCは、入会申込者のSMSC会員取得を証するため、当該会員に対し会員証を交付する。

第7条 (会員資格の更新)

1. 会員から、年度末[11月25日]までに本規約第11条に定める退会の申し入れがない場合、その他本規約第10条に定める除名などの特別な理由がない限り、SMSC会員は予めの合意に基づき、会員資格の有効期限を翌年3月1日より翌々年2月末日までの1年間更新するものとし、以後も同様とする。

但し以下に該当する場合を除く。

(1)更新時において、会員が18歳未満の場合

本ケース(1)に該当する場合には、当該会員が成年に達するまでの間、毎年度末[翌年2月末日]までに、保護者の同意及び署名のある新たな「誓約書・承諾書」と「印鑑証明(発行日より3ヶ月以内のものに限る)」をSMSC宛に提出の上、所定の更新を行うものとする。

(2)健康状態が入会条件に適さない状態となった場合

第5条(入会条件)に記載されているスポーツ走行に適さない健康状態となった場合、すぐさまSMSCに申告するものとする。その場合、鈴鹿サーキットが医師等と協議した結果、スポーツ走行に適さない健康状態にあると判断した場合、走行の中止、また会員資格を更新できないものとする。

2. 更新手続きに要する費用は、更新手続きと同時に年会費及びもてぎ・鈴鹿共済会費等の諸費用を納入しなければならない。但し、自動継続更新手続きを行なっている場合は、入会申込時に会員が登録した銀行口座より自動振替により支払われるものとする。

第8条 (会 員 証)

1. 会員は、入会時に発行・交付を受けた会員証をSMSC利用時には常時携帯し、SMSCから申し出がある場合には、遅滞なく係員等に提示しなければならない。
2. 会員証の貸与及び譲渡は、理由の如何を問わず一切禁止する。
3. 会員証を紛失した場合には、速やかにSMSCに対し所定の紛失届けを提出し、再発行の手続きを行うものとする。なお、再発行に要する費用は当該会員が負担する。
4. 会員がSMSCを退会(本規約第10条により除名された場合を含む)する場合には、直ちに会員証をSMSCに返還するものとする。

第9条 (会員の義務)

会員は、下記に定める義務を遵守する。

1. 鈴鹿サーキット安全の諸規則、本規約その他SMSC諸規則を遵守し、SMSC利用時にはSMSC事務局やホンダモビリティランド株式会社従業員・係員等の指示に従うものとする。
2. 自身以外の第三者に、走行権利を譲渡してはならない。
3. SMSCの秩序を乱したり、或いはSMSCや他の会員の名誉を傷つけるなど、会員として品位を損なう行為(損なうおそれがあるとSMSCが認めた場合を含む)を行なってはならない。
4. SMSCに提出する入会申込書や諸届けを作成するにあたり、名義を偽ったり、虚偽の記載や申告を行なってはならない。
5. SMSCに対し支払うべき入会金、年会費及びもてぎ・鈴鹿共済会費等の諸費用を、指定を受けた納入期限までに支払うものとする。
6. 住所、氏名、連絡先などの事項に変更が生じた場合は、速やかにSMSCに対し、必要な届けを提出するものとする。
7. その他、会員のSMSC利用等に関し、SMSCが適宜行う個別の指示に従うものとする。

第10条（会員資格の除名、停止等）

会員が第9条に定める義務の遵守を怠るなど、SMSCにおいて、当該会員に会員たるに相応しくない行為があったものと認められた場合には、注意を喚起するとともに、当該会員の会員資格を一時的に停止することができる。

なお、会員の義務違反の程度が著しいなどの特別の理由がある場合には、SMSCは当該会員をやむなく除名することができるものとする。

第11条（退会等）

会員が退会を希望する場合には、退会を希望する年度の前年度末[11月25日]までに、所定の退会届を提出しSMSCの承認を経て退会するものとする。

但し特別の理由がある場合を除き、年度途中で退会することはできない。

なお、本状に定める退会手続きが所定の期間までに完了しない場合において、本規約第7条2項等に基づき支払われた更新料金については、SMSCはその料金の返還に応じないものとする。

第12条（免責）

SMSCは、会員の当施設における盗難・傷害・その他一切の事故について、一切の責任を負わない。その他会員相互間の損害賠償請求権の相互放棄等については、共済会規約の定めるところに従うものとする。

第13条（改正等）

1. 本規約に定めなき事項及びSMSCの運営・管理上、必要な細則についてはSMSCにおいて適宜定め、必要に応じ、改正・変更することができる。
2. 前項の制定・改正（本規約の制定も含む）を行った場合には、SMSC内に掲示するなどの方法により、会員に対し周知するものとし、各制定・改正後の規約（本規約も含む）は、全ての会員に適用されるものとする。

第14条（適用）

本規約は、2022年4月1日より適用する。

以上